

治癒報告書（登園可能届） **A**

※保護者記入

松が丘保育園施設長 殿

クラス名 _____ 園児名 _____

疾患名（診断された感染症名/発症日） _____ / _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名 _____（ _____ 年 _____ 月 _____ 日受診）において、病状が回復し、
集団生活に支障がないと判断されましたので、 _____ 年 _____ 月 _____ 日より登園いたします。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者名（自署） _____

保護者の皆様へ

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。子ども達が快適に生活できるようにするためには、感染症の集団での感染や流行をできる限り防ぐことが大切です。感染症一覧に記載されている感染症については、登園の基準を参考に、かかりつけ医の診断に従い、「治癒報告書（登園可能届）」の記入・提出をお願いします。

園使用欄

症状がおさまり、再度小児科を受診し、集団生活に支障がないか医師の診断を受ける病気

- ・麻疹（はしか） ・風疹 ・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） ・水痘（みずぼうそう）
- ・百日咳 ・咽頭結膜熱（アデノウイルス*1/プール熱とも呼ばれます） ・結核
- ・髄膜炎菌性髄膜炎（侵襲性髄膜炎菌感染症） ・コレラ ・細菌性赤痢
- ・腸管出血性大腸菌感染症（O-157など） ・腸チフス、パラチフス
- ・流行性角結膜炎（流行目と呼ばれます） ・急性出血性結膜炎

*1 アデノウイルスには様々な型があり、その型によって症状や病名が異なります。（例：咽頭結膜熱、流行性角結膜炎等）登園基準が異なりますので医師に確認するようにしてください

再度小児科の受診は必要ないが、規定の日数を経過しないと登園できない病気

- ・インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）・・・発症後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過するまで
- ・コロナウイルス感染症・・・発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること

※登園停止期間の日数の数え方・・・その症状が見られた日（発症した日）を0日とし、その翌日を第1日として算定します。

※病状により園医その他の医師において感染のおそれがないと認められる場合については、この限りではありません。

その他の感染症に罹患した場合、登園再開については主治医の指示に従ってください。